

へ き 地 保 健 医 療 対 策 等 実 施 要 綱

医政発第 5 2 9 号
平成 1 3 年 5 月 1 6 日
一部改正 医政発第 0830003 号
平成 1 6 年 8 月 3 0 日
一部改正 医政発第 0328016 号
平成 1 7 年 3 月 2 8 日
一部改正 医政発第 0601005 号
平成 1 8 年 6 月 1 日
一部改正 医政発第 0509007 号
平成 1 9 年 5 月 9 日
一部改正 医政発第 0609005 号
平成 2 0 年 6 月 9 日
一部改正 医政発第 0330010 号
平成 2 1 年 3 月 3 0 日
一部改正 医政発 0324 第 15 号
平成 2 2 年 3 月 2 4 日
一部改正 医政発 0329 第 27 号
平成 2 3 年 3 月 2 9 日
一部改正 医政発 0515 第 8 号
平成 2 5 年 5 月 1 5 日
一部改正 医政発 0409 第 28 号
平成 2 7 年 4 月 9 日
一部改正 医政発 0329 第 30 号
平成 2 8 年 3 月 2 9 日
一部改正 医政発 0330 第 35 号
平成 2 9 年 3 月 3 0 日
一部改正 医政発 0329 第 12 号
平成 3 0 年 3 月 2 9 日
一部改正 医政発 0426 第 26 号
令和 3 年 4 月 2 6 日
一部改正 医政発 0729 第 13 号
令和 4 年 7 月 2 9 日

へき地保健医療対策等実施要綱

1. へき地医療支援機構

(1) 目的

この事業は、都道府県単位で「へき地医療支援機構」（以下「機構」という。）を設置し、へき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。）及び過疎地域等特定診療所（以下「へき地診療所等」という。）並びに医師配置標準の特例措置の許可を受けた病院（以下「特例措置許可病院」という。）からの代診医の派遣要請等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。（委託を含む。）

(3) 運営基準

ア 都道府県知事は、原則へき地での診療経験を有する医師の中から、次のいずれかにより担当者を指定する（委託する場合については、委託先で担当者を指定する。）ものとし、同担当者は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）の内容を考慮しつつ、へき地医療対策の各個別事業の実施について助言・調整を行うものとする。

(ア) 常勤の医師の確保が可能な都道府県にあっては、当該医師を専任担当者として指定する。

(イ) 常勤医師の確保が困難な都道府県にあっては、非常勤医師を担当者として指定することができる。

(ウ) へき地医療拠点病院が1ヶ所しか指定されていない都道府県が、へき地医療拠点病院に機構の業務を委託した場合にあっては、へき地医療拠点病院の院内の医師の中から一人を担当者として指定することができる。

イ 「へき地保健医療対策に関する協議会」を開催し、都道府県全域に係る広域的な「へき地医療支援計画」（以下「支援計画」という。）及び、医師及び歯科医師（以下「医師等」という。）の派遣に協力する病院（へき地医療拠点病院を除く。以下「事業協力病院」という。）からへき地診療所等並びに特例措置許可病院への定期的な医師等の派遣にかかる「へき地勤務医師等派遣計画」（以下「派遣計画」という。）の策定を行うほか、へき地保健医療対策にかかる総合的な意見交換・調整等を実施する。

ウ 「へき地保健医療対策に関する協議会」の構成員は、機構の担当者、へき地医療拠点病院の代表者、地域医師会・歯科医師会の代表、関係市町村の実務者、大学医学部関係者等により構成する。

(4) 事業の内容

専任担当官を指定した機構は、医療計画、支援計画及び派遣計画に基づき、地域医療支援センターとも連携しつつ、次に掲げる事業を行うものとする。なお

(3) ア (イ) の場合においては、エ、カ、ケ、コ及びサの事業を、(3) ア (ウ) の場合においては、エ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサの事業を都道府県で行うことができるものとする。

ア ヘき地医療拠点病院及び事業協力病院に対する次に掲げる施設への医療従事者の派遣要請に関すること。

(ア) ヘき地医療拠点病院からヘき地診療所等への医師及び看護師等の派遣（ヘき地診療所等の医師及び看護師等の休暇時等における代替医師等（以下「代診医等」という。）の派遣を含む。）。

(イ) 事業協力病院からヘき地診療所等への定期的な医師及び看護師等の派遣（代診医等の派遣を含む。）。

(ウ) ヘき地医療拠点病院及び事業協力病院から特例措置許可病院への定期的な医師の派遣。

(エ) 「一事業協力病院」が「一ヘき地診療所等」又は「一特例措置許可病院」に医師等を派遣する場合、その期間を「一派遣期間」とし、この間は、同一の医師等が望ましいが、これによりがたい場合でも、最低3月は同一の医師等を派遣すること。

イ ヘき地医療拠点病院における医師・歯科医師等派遣登録業務及び当該人材のヘき地診療所等及び特例措置許可病院への派遣業務に係る指導・調整に関すること。

ウ ヘき地医療拠点病院における巡回診療の実施に関すること。

エ ヘき地診療所等への医師及び看護師等の派遣（代診医等の派遣を含む。）の実施及び当該事業に必要なドクタープールの運営に関すること。

オ ヘき地勤務医師等に対する研修計画・プログラムの作成に関すること。

カ 総合的な診療支援事業の企画・調整に関すること。

キ ヘき地医療拠点病院の活動評価に関すること。

ク ヘき地医療拠点病院においてヘき地医療支援に従事している医師に対する研究(医学研究及び学会出席に必要な経費)の配分に関すること。

ケ 就職の紹介斡旋、就職に関する相談、指導及び刊行物への広告その他情報の提供に関すること。

コ ヘき地勤務医師等のキャリア形成支援に関すること。キャリア形成支援については、より効果的な支援を行えるよう地域医療支援センターとの連携・協力についても検討し実施すること。なお、就職の紹介斡旋に当たっては、資格免許証、履歴、写真等との照会を行うなど厳正な配慮を施すとともに、業務上知り得た個人の秘密を厳守すること。

サ ヘき地における地域医療分析に関すること。

(5) その他

ヘき地において医業等を円滑に行うために必要な研修（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を

改正する政令の施行について」平成18年3月31日付け医政発第0331022号・職発第0331028号・老発第0331011号厚生労働省医政局長・職業安定局長・老健局長連名通知及び「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」令和3年3月2日付け医政発0302第14号・職発0302第5号・子発0302第1号・老発0302第6号・障発0302第1号厚生労働省医政局長・職業安定局長・子ども家庭局長・老健局長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)に基づくプログラムの作成、実施及び修了証明書の発行等については、機構において行うことが望ましい。また、ドクタープールの運営については、運営要領を定め、派遣する場合の待遇や医師との契約関係等について明確にしておくことが必要である。なお、機構を地域医療支援センターに統合した都道府県にあっては、地域医療支援センターが機構の業務を行うものとする。

2. へき地医療拠点病院

(1) 目的

この事業は、へき地診療所等への医師及び看護師等の派遣（代診医等の派遣を含む。）、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院を都道府県単位で「へき地医療拠点病院」として編成し、へき地医療支援機構等の指導・調整の下に各種事業を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、へき地医療支援機構等を設置している都道府県及び当該都道府県知事の指定を受けた者とする。

(3) へき地医療拠点病院の指定

都道府県知事は、原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区（以下「無医地区」という。）及び無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めた地区（以下「無医地区に準じる地区」という。）を対象として、機構の指導・調整の下に巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣等、

（4）に掲げる事業（（4）ア、イ又はカのいずれかの事業は必須）を実施した実績を有する又はこれらの事業を当該年度に実施できると認められる病院をへき地医療拠点病院として指定するものとする。

(4) 事業の内容

へき地医療拠点病院は、へき地医療支援機構等の指導・調整の下に次に掲げる事業を行うものとする。

ア 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。

- イ ヘき地診療所等への医師派遣（代診医等の派遣を含む。）及び技術指導、援助に関すること。
- ウ 特例措置許可病院への医師の派遣に関すること。
- エ 派遣医師等の確保に関すること。
- オ ヘき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。
- カ 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。
- キ 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関すること。
- ク その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。

（５）整備基準

ア 施設

へき地医療拠点病院の診療機能を高めるとともに、へき地地域からの入院患者の受け入れに応じるための病棟、検査、放射線及び手術部門、また必要に応じて医師住宅を設けるものとする。

イ 設備

へき地医療拠点病院として必要な医療機器及び歯科医療機器を整えるものとする。

３．へき地診療所

（１）目的

この事業は、無医地区及び無医地区に準じる地区又は無歯科医地区及び無歯科医地区に準じる地区において診療所を整備、運営することにより、地域住民の医療を確保することを目的とする。

（２）事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

（３）設置基準

ア ヘき地診療所を設置しようとする場所を中心としておおむね半径４kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口１，０００人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して（通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で）３０分以上要するものであること。

イ 次に掲げる地域で、かつ、医療機関のない離島（以下「無医島」という。）のうち、人口が原則として３００人以上、１，０００人未満の離島に設置するものであること。

- (ア) 離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」
- (イ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）第１条に規定する「奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域）」
- (ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）第４条第１項に規定する「小笠原諸島」
- (エ) 沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第３条第３号に規定する「離島」

ウ 上記のほか、無医地区等においてへき地診療所の設置が必要と都道府県知事が判断した地区に設置する。

(4) 整備基準

ア 施設

へき地診療所として必要な診療部門（診察室、処置室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等）、また必要に応じて医師住宅及び看護師住宅を設けるものとする。

イ 設備

へき地診療所として必要な医療機器を整えるものとする。

4. へき地保健指導所

(1) 目的

この事業は、無医地区等に保健指導所を整備し、保健師の配置を行い、地域住民に対する保健指導の強化を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

(3) 設置基準

ア へき地保健指導所の整備及び保健師の配置は、無医地区のうち人口２００人以上で、最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して３０分以上を要する地域について行うものとする。

イ 上記のほか、無医地区等においてへき地保健指導所の設置が必要と都道府県知事が判断した地区に設置する。

ウ この事業の実施に当たっては、保健衛生水準、保健医療施設の配置状況、医療確保のための他の措置の計画、交通事情、経済状況等を考慮した医療計画の策定とその実施に十分配慮するものとする。

(4) 運営方針

保健師は、次の事項に留意し、専ら担当無医地区等の住民に対する保健指導にあたること。

ア 保健師は、原則としてへき地保健指導所に駐在するものとする。

イ 当該無医地区等の保健衛生状態を十分把握し、保健所及び最寄りの医療機関との緊密な連携のもとに計画的に地区の実情に即した活動を行うものとする。

(5) 整備基準

ア 施設

へき地保健指導所として必要な指導部門（問診室、診察室、事務室、面談指導室、図書室、計測室、集団指導室、待合室）及び住宅部門を設けるものとする。

イ 設備

へき地保健指導所に駐在する保健師が無医地区等の保健指導を行うのに必要な自動車を整えるものとする。

5. へき地巡回診療車（船）

(1) 目的

この事業は、巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び歯科巡回診療車を整備し、無医地区等又は無歯科医地区等に対する巡回診療を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、次のものとする。

ア 都道府県

イ 市町村

ウ 都道府県又は市町村の定めた巡回診療計画により行う日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会

エ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第2項、離島振興法第10条第2項、奄美群島振興開発特別措置法第22条第2項及び沖縄振興特別措置法第90条第2項の規定に基づき都道府県知事の要請を受けて行う病院又は診療所の開設者

オ へき地医療拠点病院の開設者

(3) 整備基準

ア 巡回診療車

原則として無医地区等を有する二次医療圏単位に整備するものとする。

イ 巡回診療用雪上車

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」に所在する無医地区等の巡回診療を実施するため、原則として無医地区等を有する二次医療圏単位に整備するものとする。

ウ 巡回診療船

次に掲げる地域であって、無医地区等が所在する場合に当該都道府県を単位として整備するものとする。

(ア) 離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」

(イ) 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域）」

(ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する「小笠原諸島」

(エ) 沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する「離島」

エ 歯科巡回診療車

無歯科医地区及び無歯科医地区に準じる地区の人口おおむね15,000人に対して一台程度を各都道府県の実情を勘案のうえ整備するものとする。

オ 上記のほか、地域の実情を勘案し、厚生労働大臣が必要と認めた場合は、市町村単位で整備するものとする。

6. 巡回診療航空機

(1) 目的

この事業は、無医地区等の住民に対し、航空機を活用した巡回診療を行うことにより、当該地域における安定的な医療の確保及び医療水準の向上を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

(3) 運営方針

ア 原則として、航空機運航会社との契約のもと事業を実施することとし、安定した運営を行えるよう調整に努めること。

イ 年度単位の巡回診療計画を策定し、巡回診療回数や必要診療科等、地域ごとの必要性に添った継続的な医療提供体制の確保に努めること。

ウ 事業の実施にあたっては、医師、看護師等の安全について配慮すること。また、必要に応じ生命保険への加入等を行うこと。

7. へき地患者輸送車（艇）

(1) 目的

この事業は、患者輸送車、患者輸送艇、患者輸送用雪上車及び医師往診用小型雪上車を整備し、へき地の患者を医療機関まで輸送することにより、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、次のものとする。

ア 都道府県

イ 市町村

ウ ヘき地患者輸送事業の実施が必要と都道府県知事が判断し実施する日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会

エ ヘき地医療拠点病院及びヘき地診療所の開設者

オ その他上記以外で、ヘき地患者輸送事業の実施が必要と都道府県知事が判断し実施する病院又は診療所の開設者

(3) 整備基準

ア 患者輸送車

整備しようとする場所を中心とするおおむね半径4kmの区域内に医療機関がなく、区域内の人口が原則として50人以上であり、当該場所から医療機関まで通常の交通機関を利用して（交通機関を利用できない地域にあっては徒歩で）15分以上を要する地域であること。

イ 患者輸送艇

次に掲げる地域であって、上記アに定める要件に該当する地域であること。

- (ア) 離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」
- (イ) 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域）」
- (ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する「小笠原諸島」
- (エ) 沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する「離島」

ウ 患者輸送用雪上車

豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」であって、上記アに定める要件に該当する地域（冬期無医地区等（豪雪のため冬に限り無医地区等の状態となる地区）を含む）であること。

エ 医師往診用小型雪上車

上記ウに定める要件に該当する地域

(4) その他

ヘき地患者輸送車（艇）の有効活用による地域住民の利用の取り扱いについては、「医療施設等設備整備費補助金により取得したヘき地患者輸送車（艇）の住民利用に関する取り扱いについて」（平成12年3月31日付け健政発第415号厚生省健康政策局長通知）に基づき実施すること。

8. メディカルジェット（ヘき地患者輸送航空機）

(1) 目的

この事業は、無医地区等や過疎地域の高度かつ専門的な医療の提供が困難な地域等の住民に対し、近隣の医療機関では治療継続が困難な場合に根治的治療が受けられるよう高度専門医療機関が所在する都心部へ航空機を活用した輸送を行うことにより、当該地域における安定的な医療の確保及び医療水準の向上を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

(3) 運営方針

- ア 原則として、航空機運航会社との契約のもと事業を実施することとし、安定した運営を行えるよう調整に努めること。
- イ 輸送計画を策定し、搬送先医療機関や必要診療科等、地域ごとの必要性に添った医療提供体制の確保に努めること。
- ウ 事業の実施にあたっては、患者の安全及び医療従事者が同乗する場合には医療従事者の安全について配慮すること。

(4) 留意事項

- ア 輸送患者の選定にあたっては、原則として、計画的に輸送する患者を対象とする。患者の容態及び医師の意見を聴取した上、航空機を活用するにあたっての必要性、他の手段による輸送・搬送の可否等を確認するものとする。
- イ 高度専門医療機関を受診するため、医療機関等から空港までの移動及び空港から医療機関等までの移動に要する経費については、原則として、利用者負担とする。
- ウ 患者等の帰路輸送は、原則として、行わないものとする。

9. 特定地域保健医療システム

(1) 目的

この事業は、隔絶性の高い離島や積雪のため交通が途絶する特別豪雪地帯等の無医地区等に情報通信機器による保健医療情報システム体制を整備し、当該地区住民の保健医療の確保を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

(3) 整備基準

次に掲げる地域に所在する無医地区等のうち、原則として人口200人以上であり、最寄りの医療機関まで通常交通機関を利用して30分以上を要する地域であって、かつ、へき地保健指導所が設置されている地域について、最寄りの医療機関及びへき地保健指導所に伝送装置を設置すること。

- ア 離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」
- イ 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域）」
- ウ 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」
- エ 小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する「小笠原諸島」

オ 沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する「離島」

カ 上記のほか、厚生労働大臣が適当と認めた地域

(4) 運営方針

ア 医療情報の蓄積、管理

最寄りの医療機関においては、あらかじめ対象となる地区住民に対して総合検診を実施するなどにより基礎となる医療情報を収集、適宜検索できるよう整理し、保管すること。なお、事業の実施にあたっては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。

イ 保健師の活動

へき地保健指導所の保健師は、あらかじめ医療情報が管理されている者について診療、健康相談等の申し出があった場合、当該患者等に関する諸情報を最寄りの医療機関の医師に伝送し、当該医師の指示を受けて必要な処置等を行うこと。

10. へき地医療拠点病院支援システム

(1) 目的

この事業は、小規模なへき地医療拠点病院の機能を強化するため、高度の機能を有する病院等医療機関（以下「三次機能等病院」という。）とへき地医療拠点病院との間に伝送装置を設置し、三次機能等病院がへき地医療拠点病院の診療活動を援助することにより医療機関相互の連携を図り、へき地における医療機能の強化と医療水準の向上を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、へき地医療拠点病院の開設者とする。

(3) 整備基準

ア 三次機能等病院及びこれと連携する一般病床100床以下のへき地医療拠点病院に情報通信機器又は医学的諸情報に関する相談やオンライン会議等に必要な画像伝送・受信システム及び付属機器等（ソフトウェアの導入を含む。）

（以下「情報通信機器等」という。）を設置すること。

イ 上記のほか、へき地医療拠点病院の機能の実情等を勘案し、都道府県知事が必要と判断した病院に設置すること。

(4) 運営方針

三次機能等病院の医師は、情報通信機器等により送られた医学的諸情報又は画像等（以下「医学的諸情報等」という。）をもとに、へき地医療拠点病院の医師に対し適切な助言、指導等を行うものとする。

11. へき地・離島診療支援システム

(1) 目的

この事業は、へき地・離島において恒常的な社会問題となっている医師不足について、医師が当該地域への勤務を敬遠する理由の一つである、「全ての医療に精通していないため、へき地や離島における診療に不安がある」という点に着目し、情報通信機器等を整備し、へき地医療拠点病院等とへき地・離島診療所間で、診療所で抱える疾患に関する相談やオンライン会議等を開催し、へき地・離島診療所に勤務する医師を積極的に参加させるなど、診療に対する不安の解消を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

都道府県、市町村、厚生労働大臣が適当と認める者

(3) 補助条件

以下に規定する支援側医療機関と依頼側医療機関の情報通信機器等の整備を行うことにより一体的に情報通信機器等を運用する事業であること。

ア 支援側医療機関

(ア) 都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院

(イ) その他厚生労働大臣が適当と認める医療機関

イ 依頼側医療機関

(ア) へき地診療所等

(4) 整備対象

へき地や離島診療所の情報通信機器等の購入経費

(5) 運営方針

へき地医療拠点病院の医師は、情報通信機器等により送られた医学的諸情報等をもとに、へき地診療所の医師に対し適切な助言、指導等を行うものとする。

1 2. へき地診療所医師派遣強化事業

(1) 目的

この事業は、へき地医療支援機構等の指導・調整の下に、へき地医療拠点病院及び事業協力病院以外の医療機関からへき地診療所等へ医師及び看護師等の派遣（代診医等の派遣を含む。）を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者（ただし、へき地医療拠点病院及び事業協力病院を除く。）とする。

(3) 事業の内容

へき地医療支援機構等による指導・調整の下に、へき地診療所等への医師派遣（代診医等の派遣を含む。）を行うものとする。

1 3. 離島歯科診療班派遣事業

(1) 目的

この事業は、離島に歯科診療班を派遣し、地域住民の歯科医療を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

(3) 運営基準

ア 近接型離島の場合

(ア) 定期船の就航が1日3便以下であり、かつ、所要時間が30分以上で、容易に歯科受診できない離島の住民を対象とする

(イ) 原則として歯科医師1人、歯科衛生士2人及び事務職員1人で診療班を編成し、2日から3日程度の日程で策定した歯科診療計画に基づき予防、応急処置及び保健指導を行う。

イ 遠隔型離島の場合

(ア) 定期船の便数が極端に少ないため、受診することが極めて困難である離島の住民を対象とする。

(イ) 原則として歯科医師1人、歯科衛生士2人、歯科技工士1人及び事務職員1人で診療班を編成し、1週間から2週間程度の日程で策定した歯科診療計画に基づき予防、治療及び保健指導を行う。

(4) 整備基準

離島歯科診療班派遣に必要な歯科医療機器を備えるものとする。

1 4. 過疎地域等特定診療所整備事業

(1) 目的

この事業は、過疎地域等における住民の眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の特定の診療科を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

(3) 整備基準

ア 当該市町村内に眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療機能を有する医療機関がなく、当該診療科の医療の確保が極めて困難であるため、眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療施設を整備する事業であること。

イ 当該医療施設は、当該診療科の診療に従事する医師又は歯科医師が確保されていること。

ウ 当該医療施設を設置する市町村が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「新過疎法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域のうち、新過疎法第2条第1項に規定する過疎地域に該当しない地域においては、令和3年度から令和8年度までの間（新過疎法第2条第1項第1号に規定する財政力指数で平成29年度から令和

元年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4以下の市町村については、令和3年度から令和9年度までの間）に限り、補助対象の地域とみなす。）であること。

(4) 施設及び設備

ア 施設

眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療部門並びに医師、歯科医師及び看護師の住宅部門を設けるものとする。

イ 設備

眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療機能として必要な医療機器を整えるものとする。

15. 離島等患者宿泊施設・設備整備事業

(1) 目的

この事業は、気象条件等によっては交通網が寸断されてしまうおそれのある、もしくは特定の診療科が存在せず、一定水準の医療を受けるのに必要な医療機関まで相当の時間を要する離島等地域の住民のうち、へき地医療拠点病院、特定の医療機関に通院・入院せざるを得ない患者及びその家族のための宿泊施設を整備することにより、患者の療養環境の向上に資することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が適当と認める者とする。

(3) 対象施設

ア 施設

離島等患者宿泊施設として必要な宿泊施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

イ 設備

離島等患者宿泊施設の初度設備に必要な備品購入費

(4) 整備基準

整備対象となる施設とは、以下のア～エ全てを満たすものとする。

ア 台風や降雪等、気象条件等によって比較的容易に交通網が寸断されてしまうおそれがある、もしくは特定の診療科が存在せず、一定水準の医療を受けるために必要な医療機関まで相当の時間を要し、容易に当該医療機関を利用できない地域として都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めた地域の住民のうち、医師がその医学的判断により、通院又は入院が必要と認めた患者及び付き添い等の必要があると認めた家族を利用対象としていること。

イ 宿泊費用を徴収する場合は、光熱水料等の実費程度とすること。

ウ 設置場所が病院の敷地内もしくは隣接地であること。ただし、その他の場所に設置すべき相当の事由があり、厚生労働大臣が適当と認めた場合はその限りとしなない。

エ 居室が個室であり、家族での宿泊や長期滞在にも支障を期さないよう配慮されているものであること。